

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

出典：厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」を引用し編集

令和5年3月13日以降、**個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。**本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

＜着用が効果的な場面＞

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、**下記の場面では、マスクの着用を推奨します。**

- ・医療機関を受診する時
 - ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
 - ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（*）に乗車する時（当面の取扱）
- （*）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的です。**

＜症状がある場合など＞

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

＜医療機関や高齢者施設などの対応＞

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

[留意事項]

- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

詳細は厚生労働省ホームページにて確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之